

第 5 8 号 議 案

令和 6 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の 処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 6 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,798,184,211	608,095,260	346,876,259
議会の議決による処分数額	202,446,330	0	△202,446,330
資本金への組入れ	202,446,330	0	△202,446,330
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分数額	0	0	△144,429,929
減債積立金の積立て	0	0	△144,429,929
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分数額	0	0	0
処分後残高	10,000,630,541	608,095,260	(繰越利益剰余金) 0

令和 6 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度亀岡市
水道事業会計未処分利益剰余金 3 4 6 , 8 7 6 , 2 5 9 円のうち
2 0 2 , 4 4 6 , 3 3 0 円を資本金に組み入れること。

令和 6 年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,798,184,211	608,095,260	346,876,259
議会の議決による処分額	202,446,330	0	△202,446,330
資本金への組入れ	202,446,330	0	△202,446,330
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△144,429,929
減債積立金の積立て	0	0	△144,429,929
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	10,000,630,541	608,095,260	(繰越利益剰余金) 0